

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇

福岡県田川市中央町1番1号

実施機関 田 川 市 長

審査請求人が令和4年5月6日付けで提起した、実施機関が令和4年4月12日付け田環環第29号で行った情報の部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分のうち、早雲商事有限会社の業務提案書「⑤市民サービスについて」の「ごみ減量化に向けた方策」全文及び「その他、資源化物の回収促進策」2行目及び3行目に記載されている同社が導入を予定している独自の方策に係る部分を除き、作成事業者の独自の提案、ビジネスアイデア等が含まれているなどとして非開示とした部分を取り消す。

審査請求に係る対象情報の開示決定状況

実施機関は、令和3年5月に実施された田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託のプロポーザルにおいて、早雲商事有限会社（以下「早雲商事」という。）及び株式会社クリーン北部九州（以下「クリーン北部九州」という。）から提出された業務提案書に関する情報（以下「本件対象情報」という。）について、田川市情報公開条例（平成4年条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項第3号に該当するとして、第7条第1項の規定により、本件処分を行った。

審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年3月31日付けで、実施機関に対し、条例第6条の規定により、本件対象情報に関する開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、令和4年4月12日付けで、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年5月6日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

### 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書から、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) プロポーザル実施要領の規定どおりに開示するか否かについて

田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）の『13業務提案書等の取扱い』には、『(3)情報公開請求があった場合には、田川市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文章により申し出ること。』と記されている。

しかし、早雲商事及びクリーン北部九州が田川市に対し、『あらかじめ文書により申し出』た文書を情報開示請求したところ、田川市は「開示の請求に係る情報を所有していない」として非開示決定を行った。

つまり、早雲商事及びクリーン北部九州は実施要領の規定に基づく文書を田川市に提出しておらず、田川市が行った処分で挙げた理由は元々存在しないものと断定する。

- (2) 条例第10条第1項第3号本文に規定する情報であるか否かについて

本処分において非開示とした業務提案のテーマや人員配置、雇用計画、ハイブリット車などの所有状況、ISO14001などの環境マネジメントシステムへの取り組み状況等は、公表されても企業活動の妨げになるような情報とは考えられない。

非開示情報①については、あくまでも心構えという抽象的なものであり、特に秘匿性の高い情報とはいえず、これを開示しても何ら競争上の地位その他正当な利益を害することにはならない。

次に、非開示情報②についても、単に人員の確保や配置といった内容が記載されて

いるのみであり、特に秘匿性の高い情報とはいえ、これを開示しても何ら競争上の地位その他の正当な利益を害することにはならない。

非開示情報③についても、弁明書には、エコカーの所有状況やマネジメントの取組状況等が企業の優劣と捉えられるおそれがあると記載されているが、むしろ積極的に開示されるべき内容であると思料されるものであり、特に秘匿性の高い情報とはいえ、これを開示しても何ら競争上の地位その他の正当な利益を害することにはならない。

非開示情報④についても、委託業務を行ううえでの一般的な内容が記載されているのみであり、特に秘匿性の高い情報とはいえ、これを開示しても何ら競争上の地位その他の正当な利益を害することにはならない。

非開示情報⑤についても同様である。

収集運搬車両の車体のデザイン案についても、当該車両自体は公道を走行して衆人に認知されているのであるから敢えて非公開とする実益が全くない。加えて、仮に当該デザインが創作性が認められるほど独自のものなのであれば、著作権法により保護されることになるから、その意味でもやはり非公開とすることで事業活動を保護する必要性はないことになる。

以上のことから、田川市はプロポーザル実施要領の規定のとおり早雲商事及びクリーン北部九州の業務提案書の全てを開示すべきであり、本件の取消しを求める。

## 2 実施機関の主張の要旨

弁明書及び本件処分を行った実施機関の職員による説明から、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) プロポーザル実施要領の規定どおりに開示するか否かについて

本件処分の対象となった情報開示請求は、条例第5条の規定に基づく請求である。

したがって、実施機関は、条例第10条第1項の規定に基づき、開示又は非開示の判断を行った。

これに対し、審査請求人は要領の規定どおりに開示すべきと主張しているが、条例に基づいてなされた情報開示請求について要領の規定により開示又は非開示の判断を行う理由はない。

また要領に「事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な理由を害すると認める情報は非開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える

部分がある場合には、あらかじめ文章により申し出ること。」と規定していることについては、開示すれば正当な利益を害する情報が含まれるおそれのある業務提案書についてあらかじめ事業者が開示に対する意見を求めることにより、事業者の正当な利益の保護を図る趣旨であるが、条例第8条第1項の規定による意見書提出とは別の手続きである。

(2) 条例第10条第1項第3号本文に規定する情報であるか否かについて

実施機関が非開示とした部分のうち、以下に記載する非開示情報以外の情報については、審査請求人の主張を認める。

そのほかの実施機関が非開示とした部分が企業活動の妨げになる情報でないことについて、業務提案書の項目ごとに非開示とする理由は、次のとおりである。

非開示情報	非開示とする理由
<p>②企業の体制について（現場事務所の運営体制、業務従事者の確保策、田川市民の雇用人数及び確保対策）</p>	<p>早雲商事の「現場事務所の運営体制（人員配置など）」の6行目から17行目、「業務従事者の確保策」6行目については、収集に対する作成事業者独自の提案（人員確保対策、人員配置等）が記載されており、その内容が同業他社に漏れることで競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるため。</p>
<p>④委託業務遂行能力について(1)（収集計画、人員確保、住民からの相談や苦情対応策、市民への接遇）</p>	<p>クリーン北部九州の「収集計画」3行目4字目から5行目、「市民への接遇」5行目から7行目、及び早雲商事の「迅速な対応」6行目から7行目については、収集に対する作成事業者独自の提案、ビジネスアイデア（収集計画、住民からの相談や苦情対応策、市民への接遇）が記載されており、その内容が同業他社に漏れることで競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるため。</p>

<p>④委託業務遂行能力について(2)（作業員の安全対策、車両の維持管理方法、集積所の清潔保持方法、トラブルへの対応）</p>	<p>早雲商事の「車両の維持管理」5行目、「収集箇所（集積所）の清潔保持」全文については、収集に対する作成事業者独自の提案、ビジネスアイデア（車両の維持管理方法、集積所の清潔保持方法）が記載されており、その内容が同業他社に漏れることで競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるため。</p>
<p>⑤市民サービスについて(災害時の対応、環境学習、ごみ減量化に向けた方策、その他資源化物の回収促進策)</p>	<p>クリーン北部九州の「その他、資源化物の回収促進策」2行目から6行目、早雲商事の「ごみ減量化に向けた方策」全文、及び「その他、資源化物の回収促進策」2行目から3行目については、収集に対する作成事業者独自の提案、ビジネスアイデア（ごみ減量化に向けた方策、その他資源化物の回収促進策）が記載されており、その内容が同業他社に漏れることで競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるため。</p>

以上のことから、実施機関が非開示とした部分は、条例第10条第1項第3号「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの」に該当する。

## 理 由

### 1 プロポーザル実施要領の規定どおりに開示するか否かについて

プロポーザル実施要領の「1.3 業務提案書等の取扱い」には、同実施要領による今回の事業者選定における業務提案書等の取扱いを規定しているものである。

しかしながら、このうち、情報公開請求があった場合の第三者への開示に係る規定については、業務提案書の作成事業者から、同規定に基づき非開示とすべき部分の申出が

ない場合において、そのことをもって業務提案書の内容の全部開示に同意し、非開示による利益を放棄する趣旨までを含むものではない。

したがって、業務提案書の内容の開示又は非開示については、業務提案書に記載された各情報が条例に定める非開示情報に該当するか否かによって判断すべきである。

## 2 条例第10条第1項第3号本文に規定する情報であるか否かについて

本件対象情報のうち、実施機関が非開示とした部分が条例第10条第1項第3号本文に規定する法人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるか否かについて、具体的な記載内容により次のとおり判断した。

業務提案書の内容欄の「⑤市民サービスについて」の情報のうち、早雲商事の「ごみ減量化に向けた方策」全文及び「その他、資源化物の回収促進策」2行目及び3行目については、早雲商事が導入を予定している独自の方策についての記載がなされ、その内容は広く一般に公開されているものではない。

このため、当該情報が開示されると、早雲商事においては、次回の田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託のプロポーザル審査のみならず、今後の企業活動における優位性が失われることとなることが認められる。

よって、当該情報は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められると判断した。

一方、業務提案書の内容欄の「①提案テーマ；「一般廃棄物収集運搬業務委託についての心構え」、「②企業の体制について」、「③環境への配慮について」、「④委託業務遂行能力について(1)」、「④委託業務遂行能力について(2)」、「④委託業務遂行能力について(3)」、「⑤市民サービスについて」（クリーン北部九州に係るものに限る。）及び収集運搬車両の車体のデザイン案の情報は、法人に関する情報であることは認められるが、開示することにより正当な利益を害するとまでは認められず、当該情報については非開示にする理由がないことから、本件処分のうち、当該情報を非開示とする部分を取り消すべきと判断した。

## 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから本件対象情報のうち一部を除きこれを認容することとし、主文のとおり裁決する。

令和5年3月22日

田川市長 二 場 公 人

(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において田川市を代表する者は、田川市長となります。) なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。